

報告第10号

利根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例の専決処分について

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例
第2条第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法第180
条第2項の規定により報告する。

令和5年12月4日

利根町 佐々木 喜 章

専決処分書

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例
第2条第3号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年9月27日

利根町長 佐々木 喜 章

利根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

利根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成2年利根町
条例第4号）の一部を次のように改める。

第3条第2項ただし書中「利根町町長の給与及び旅費に関する条例（平成2
年利根町条例第6号。以下「利根町長給与等条例」という。）」を「利根町特
別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（令和3年利根町条例
第19号。以下「利根町特別職給与等条例」という。）」に改め、同条第3項中
「利根町長給与等条例」を「利根町特別職給与等条例」に改める。

第4条中「利根町長給与等条例」を「利根町特別職給与等条例」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。